

## ○海部地区急病診療所組合財政調整基金の設置及び管理に関する条例

(平成2年2月26日)  
(条例第1号)

改正 平成21年8月24日 条例第5号

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、財政調整基金について定めるものとする。

(設置)

**第2条** 組合財政の各年度間における財源調整に資するため、財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

**第3条** 基金として積立てる金額は、歳入歳出予算で定める額とする。

(現金の管理)

**第4条** 現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

**第5条** 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

**第6条** 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

**第7条** 基金は、経済事情の変動、災害の発生その他の理由により財源に不足を生じた場合において、その不足額をうめるための財源に充てるときに限り、これを処分することができる。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成21年8月24日条例第5号）

この条例は、平成21年10月1日から施行する。